

花いっぱい運動定着化促進事業の対象となる主な経費一覧

(支援金を充当できる経費一覧)

	区 分	支援対象経費として	
		認められるもの	認められないもの
1	花苗・種子・球根 購入費	○花苗・種子・球根	
2	プランター等及 びその他の機材 購入費	○プランター・植木鉢, 鉢受皿, 連 結ポット等	
3	消毒に係る経費	○農薬・虫除け剤・殺虫剤・栄養剤 (園芸・花等に使用するもの)	○虫除け剤(人間用)
4	花壇造成・整備に 係る経費	○肥料・腐葉土・石灰, 砂利, 砂, 柵, 園芸用ブロック ※花壇整備に係るものに限定	○花壇や木への装飾品 ○ガソリン代(車で移動する時に 使うもの)
		○園芸用ネット, 鎌, スコップ, じょうろ, ホース, 軍手, ほう き, ちりとり, 熊手, 草取り廃 棄用ゴミ袋, その他花壇整備で 使用する掃除道具, 草取り後の ゴミ処理代 ※花壇整備に係るものに限定	
		○草刈り機購入費, 耕運機購入費 ただし, 支援金の5割を超えない 範囲(3年間で上限: ¥25,000) ○草刈り機・耕運機用燃料費(上限 年間¥2,000) ※花壇整備に係るものに限定	○草刈り機, 耕運機等の機械 修繕費
5	対象にならない 経費	/	
			○通帳用印鑑作成費 ○使用料(施設や機材利用料・借用謝礼等) ○食事・飲料代 ○物置 ○認定通知日(令和2年10月15日)前 に購入したもの ○事務用品(筆記用具・用紙等) ○交通費及び旅費

※上記は、主な例です。支援対象経費となるか不明な場合は、事前にご相談ください。

※支援対象経費として認められないもの及び精算の結果残金が発生した場合は、返還となります。

ご不明な点は、事前にご相談ください。